

別表第 2（第 4 条関係）

補助金の種類	(2) 多子世帯リフォーム支援補助金
○補助対象世帯 ・ 出産により同居する満 18 歳未満のこどもが 2 人以上となる世帯 ・ 申請日において、対象児童と居住及び生計を同じくしてこれを監護するもの ・ 申請日において、3 月以上継続して、町内に住所を有している者 ・ 愛媛県内の他の自治体において、同種の補助金の交付の決定を受けてない者 ○補助対象経費 a. 間取りの変更による増改築工事 b. 段差の解消、手すりの設置及び通路幅等の拡張によるバリアフリー改修工事 c. キッチン、トイレ、洗面所及び浴室等の設置及び改修による生活関連設備改修工事 d. 引っ越し業者による転居前の住居等から現に居住する住宅への引越しの係る経費 e. 宅配業者による転居前の住居等から、現に居住する住宅への配送に係る経費 ○補助限度額 ・ 出産により 18 歳未満のこども 2 人：20 万円 ・ 出産により 18 歳未満のこども 3 人以上：30 万円 ○提出書類等 ① 久万高原町人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号） ② 多子世帯リフォーム補助金申請明細書（様式第 1 号の 3） ③ 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの） ④ 世帯員全員の住民票の写し ⑤ 契約書等の写し（リフォーム工事の場合に限る） ⑥ 施工内容が確認できる図面及び写真（リフォーム工事の場合は夫婦の直近の所得証明書（7 月 1 日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）、奨学金の返還状況が分かる資料 ⑦ 補助対象として申請する金額の根拠が分かる資料の写し（各種契約書等） ⑧ 領収書原本（家賃など領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。） ※インターネット等で時短家電及び省エネ家電を購入した場合は、「領収書」、「注文確定」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページのプリント ⑨ 写真（b のうちリフォーム費用を対象とする場合は工事後の写真、c を対象	

とする場合は配置又は設置後の状況写真)

⑩ 製造メーカーが発行した保証書（cを対象とする場合）

⑪ 製品カタログの写し

※家事負担の軽減又は省エネ効果など、交付要件を満たすことが確認できるページ

⑫ 事業に関するアンケート（結婚新生活支援補助金）

○交付申請受付期限及び受付方法その他留意事項

・受付期限：令和8年2月27日（金曜日）必着

・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさい。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

・その他留意事項：上記受付期間内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

○申請受付窓口・問合せ先

〒791-1201 久万高原町久万212番地 久万高原町役場 保健福祉課

電話：0892-21-1111

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

ただし、久万高原町の休日を定める条例（平成17年久万高原町条例第2号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。

